

平成 29 年度 第 1 回板橋区老朽建築物等対策協議会会議録

会 議 名	平成 29 年度 第 1 回板橋区老朽建築物等対策協議会
開 催 日 時	平成 29 年 4 月 27 日 (木) 午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
開 催 場 所	災害対策室 (区役所本庁舎南館 4F)
出 席 者	<u>14 名 (欠席 3 名)</u>
委 員	<p>元国際医療福祉大学大学院教授 日本福祉のまちづくり学会名誉会員 野村 歡 (会長) 日本大学理工学部教授 板橋区都市計画審議会委員 根上 彰生 (副会長) 国立大学法人筑波大学システム情報系社会工学域(都市計画)准教授 板橋区都市計画審議会委員 藤井 さやか 公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会 平山 隆一 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会 齋藤 修 板橋法曹会 佐藤 充裕 一般社団法人東京都建築士事務所協会 (板橋支部) 堀 秀彦 公益社団法人東京社会福祉士会 篠原 恵 板橋区町会連合会 竹内 捷郎 警視庁 板橋警察署 生活安全課長 川口 博之 警視庁 志村警察署 生活安全課長 関 健介 警視庁 高島平警察署 生活安全課長 加藤 喜一 東京消防庁 板橋消防署 警防課長 白鳥 悦男 東京消防庁 志村消防署 警防課長 伊藤 博之 板橋区議会議員 都市建設委員長 小林 おとみ 板橋区議会議員 都市建設副委員長 長瀬 達也 板橋区都市整備部長 杉谷 明</p>

事務局	建築指導課長 田島 健 建築指導担当係長（老朽建築物グループ） 伊東 龍一郎
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0人
会議次第	1 委嘱状伝達式 2 平成29年度第1回板橋区老朽建築物等対策協議会 （1）開会 （2）老朽建築物等判定基準について （3）除却費助成及び専門家派遣支援について （4）利活用等の情報提供 （5）その他 （6）閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・【資料1】平成28年度第3回板橋区老朽建築物等対策協議会会議録 ・【資料2】老朽建築物等判定調査票 ・【資料3】板橋区老朽建築物等除却費助成金交付要綱 ・【資料4】板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱 ・【資料5】平成29年度板橋区老朽建築物等対策協議会 委員名簿 ・【資料6】空家の利活用 ・【資料7】空き屋対策等の事例等 ・【資料8】平成29年度板橋区老朽建築物等対策スケジュール ・【資料9】板橋区老朽化建築等対策協議会委員の一提言
会議概要	（次第の1省略） <u>事務局</u> 定刻になりましたので、ただ今から、平成29年度第1回板橋区老朽建築物等対策協議会を、始めさせていただきます。

本日は、委員数 17 名のところ出席委員数が 14 名でございます。東京都板橋区老朽建築物等対策条例施行規則の規定により、協議会が成立することを、ご報告させていただきます。

会長

それでは、平成 29 年度第 1 回協議会を進めてまいります。

本日の傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局

本日の傍聴者の方はいません。

会長

はじめに、本年度、新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、これまでの協議会について少しお話しします。この協議会は平成 27 年度から始まり、平成 27 年度、平成 28 年度にそれぞれ協議会を 3 回開催いたしました。

平成 27 年度は、板橋区老朽建築物等対策計画 2025 の策定について、平成 28 年度は、本日の資料にもあります、老朽建築物等の判定基準や利活用について、委員の皆様にご意見等をいただきました。

平成 29 年度は、この判定基準に基づく、特定空家等及び特定老朽建築物の特定認定の判定等について、委員の皆様のご意見等をお伺いします。

それでは次に、前回の協議会での、委員の方からのご質問に対する報告がありますので、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

前回の協議会で齋藤委員から、建物に担保などがある場合の、特定認定の取扱いについてのご質問がありました。

その際には、債権者などへの説明は必要ないとの国交省の見解があったと記憶しているものの、再度確認して、次回の協議会において報告するものとさせていただいた件でございます。

国交省の、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）に基づき報告いたします。

この中で、特定空家等に対する措置を講じようとする過程で、抵当権等の担保物権や、賃貸借契約による賃貸借権の設定等が判明した場合の「特定空家等に係る権利者との調整」という項目がございます。

空家特措法に基づく措置は、客観的事情により判断される措置であるため、抵当権等が設定されていても、市町村長が命令等を行うに当たっては、関係する権利者と、必ずしも調整を行う必要はなく、基本的には当該抵当権者等と建物所有者等とによる解決に委ねられるものと考えられる、との記載がございました。以上です。

会長

何か、ご質問等のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

— 特になし —

会長

それでは具体的な内容に移ります。

まず資料1については、何かありましたら直接事務局へお問い合わせいただくこととしたいのですが、よろしいですか。

— 特になし —

それでは【次第】に沿って協議会を進めてまいります。

【次第】の2 老朽建築物等判定基準について事務局よりご説明をお願いします。

事務局

資料は、資料2の老朽建築物等判定調査票になります。

昨年度、協議会の委員の皆さまからご意見を頂きながら修正を加えてまいりました。3月に行いました検討会議を経て最終的に決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

前回の協議会からの主な変更点は、

1点目は、各項目の点数を配点と呼んでいましたが、評点という表現に変更させて頂きました。

2点目は、判定票のレイアウトや見せ方を変更して、認識しやすくいたしました。

調査票だけですと、わかりづらいので、一つ記入例を簡単にご紹介いたします。

建築物に係る影響度として基礎・外壁・屋根のほか、建物以外の門や塀等の工

作物に関する項目等に対し、外観目視による評価を行っています。周辺環境への影響は、隣地や前面道路等への危険性について、建物本体と建物以外の工作物に関する評価を行っています。この事例では、衛生環境面での影響はないものの、生活環境については、立木の影響があるとの評価を行っています。

コメント欄には、必要に応じて、現状の留意事項や改善点、近隣住民の意見、判定項目にない景観に関する事などを記載していきます。

また、本基準を勘案し、総合的な観点から特に区長が危険性等があると判断した老朽建築物等については「特定」に認定することができる、とさせて頂いております。

最後に、調査票を記入していく上で、調査員や季節による評価のバラツキが出ないようにするため、例えば立木の調査は、夏の時期と冬の時期の調査によって不公平とならないようにするなど調査を重ねる中で、運用基準について取りまとめていきたいと考えております。

会長

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

— 特になし —

会長

主に言葉の変更でしたね。今までは運用前の検討ですので、今後は運用し、何か問題が生じた際には協議でよろしいですね。

事務局

そのように考えております。よろしくお願いいたします。

会長

判定については調査員だけではなく、グループの皆さんで検討するのですか。

事務局

引き続き、詳細な内容に基づく判定は、よく検討しながらきめていきます。

会長

それでは、引き続き【次第】に沿って進めてまいります。続きまして、【次第】の3 除却費助成及び専門家派遣支援について事務局よりご説明をお願いします。

事務局

資料は、資料3 が除却費助成について、資料4 が専門家派遣支援についての、要綱と案内チラシとなります。

はじめに、資料3 の除却費助成の概要のご説明をさせていただきます。案内チラシをご覧ください。

対象建物は、①特定空家等又は特定老朽建築物の認定を受けた建物であること、②住宅地区改良法に規定する不良住宅で、同施行規則の規定により合算した評点が100 以上であること、③木造の建築物で、住宅部分の延床面積が1/2 以上であること、④建物全ての除却と、付属する工作物や敷地が、周囲の日常生活に

重大な悪影響を与えている状態であれば、その全てが解消されるものであること、などがあります。

その他にも、助成対象の承認を受けて工事に着手することや、除却に対する他の助成金を受けていないこと、などの要件もあります。

対象者は、建物を所有し、除却しようとする個人、または、当該建物のある土地を所有し、建物所有者の同意を得て除却しようとする個人です。

次に、助成金の補助率と上限額について、ご説明します。

建築基準法の規定を満たさない、無接道敷地ではない場合は、補助率 5/10、上限額は 100 万円です。

無接道敷地の場合は、狭隘の敷地が多く、解体費用が割増となることが想定されるため、補助率 8/10、上限額を 200 万円としております。

助成対象となる費用のうち、建物に関しては、国の交付金を活用するため、除却する建物の延床面積に、国の標準除却費を乗じた額と、消費税を除く除却に要する費用のいずれか少ない額に、補助率を乗じて得た額となります。

これに、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態にある、消費税を除く工作物等の除却に要する費用に、補助率を乗じて得た額を合算して、上限額の範囲で、助成金を交付します。

次に、資料 4 の専門家派遣の概要のご説明をさせていただきます。案内チラシをご覧ください。

①派遣回数は、同一の対象者につき 3 回まで、②相談時間は 2 時間を限度、③

派遣先は原則板橋区内として、無料で専門家を派遣します。

対象者は、法人を除く所有者又は管理者としています。

以上が、除却費助成と専門家派遣支援に関する、概要となります。

会長

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

堀委員

助成金がかなりの額ですが、他の自治体等を参考にされたのですか。

事務局

他の自治体では、50万円や80万円などがあります。但し、助成制度がない自治体もあります。多くは100万円以下です。

斉藤委員

道路の接道での100万円と200万円の分け方ですが、例えば2項道路でも道幅が狭く、法外道路でも道幅が広い場合もある。重機が入らず、手作業では費用の割増がありますが、実際の道幅等の取扱いはどうされるのですか。

事務局

運用面等の詳細は今後も検討していきます。

長瀬委員

補助金の申請ですが、申請者の見積金額は精査するのですか。

事務局

見積金額と国の単価で比較して、いずれか少ない額を算定対象とします。

根上委員

所有者の自発的な除却が期待できずに、周囲に悪影響を与えている状況なら、公費投入で除却への誘導効果は期待できるが、助成対象となるまで放置する等の逆効果も懸念される。周辺に悪影響を与えているペナルティとインセンティブとのバランスも運用的には配慮した方がいい。

篠原委員

専門家派遣は、建替えや除却に関する内容は読み取れるが、利活用について専門家がどうアドバイスを行っていくのかが見えてこない。

事務局

利活用について、わかりやすく工夫します。

会長

無接道では本来建てられない敷地に建っている建物の除却に公費を投入することになります。無接道の助成対象となる建物はどれ位ありますか。区として、

この施策をどう捉えていますか。

事務局

無接道は違反建築の可能性が高いのですが、狭小な敷地や建物が密集している場合が多い状況です。成増で代執行した場所も無接道で建替えができず、長年近隣の方は苦しんでいた状況でした。区としては、火災等の危険性やそれらの状況の排除を第一の目標として行きたいと考えています。また、危険度 A ランクの中で、無接道の建物は 50 件程度ありますので、まずこれらを優先した対応をして行きたいと考えています。

会長

除却した後の土地をどうするか区の意見はありますか。

事務局

但し書き等での対応や隣地の方に購入頂く場合もあるかとは思いますが、私的財産について区も対応が困難なので、今後も大きな課題として検討を続けます。

会長

ポケットパークのように子供の遊び場にできないのですか。

事務局

除却後の活用についても検討を続けます。

平山委員

用語について、「老朽建築物等」の定義が助成と派遣では内容が異なっていますが意味はあるのですか。

事務局

除却助成は特定空家等と特定老朽建築物、専門家派遣は空家や老朽建築物全般となっていて、同じ名称ですが各々違う意味となっています。

会長

区民の方が間違えないように工夫していただければと思います。

長瀬委員

専門家の派遣先が原則区内となっていますが、所有者の所在が区外の場合もありうると思いますが、遠方の方等への対応はどうするのですか。

事務局

区外の所有者もいますが、遠方の所有者の所在地へ派遣することは費用面でも対応は難しく、建物が区内にある状況からも区に来て頂くこととなります。

会長

それでは、引き続き【次第】に沿って進めてまいります。続きまして、【次第】の4利活用等の情報提供についてとなります。

前回の協議会では、藤井委員に利活用の事例などについて、ご説明いただきました。老朽建築物対策を推進するため、今後も機会をとらえて委員の皆様から、最近の動向や他の自治体での取り組み事例等に関する情報提供をお願いしたいと考えております。

本日は、篠原委員から利活用の事例等について、ご説明していただきます。

また、齋藤委員・堀委員からも、引続き貴重な情報提供やご意見などを、お願いしております。本日配布された堀委員の資料は、資料9としてください。

それでは、篠原委員より、お願いします。

篠原委員

空家の利活用について、市民のボランティア活動の一環として、いろいろ勉強させて頂いたり、把握している事例を発表させていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の目的の第一条の最後に、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする一文があります。

建物の除却は福祉の増進に関わるが、除却だけでは地域の振興には繋がらないので、利活用という二本柱が特措法にはしっかりと記載があるのだと思います。

空家のような状態になったものが、人の手が入らない状態が長く続くことで、特定空家や老朽建築物となるので、相続や施設に入られたり様々な要因で空家となった場合、次の使い手に建物を渡す適切な支援により、空家を利活用したコミュニティーの再生や地域支援につながります。

朝日新聞のデジタル版の「太陽のまちから」に記事がありました。地震で広域避難した方に、家賃を助成してみなし仮設とするとの内容です。

但し、世田谷区のような家賃が高い場所に安い家賃でできるかという懸念がありましたが、共同住宅等の所有者にボランティア活動に繋がるとして呼びかけたところ100件を超える反響がありました。板橋区での事例もありました。家賃ではなく利活用したい、社会貢献したいという人が少なからずいると思われま

これからは各区の空家を利用した事例を紹介します。

文京区のこまじいのうちです。駒込地区町会連合会の会議で、「ぷらっと集まってお茶でも飲んでしゃべれるところがあったらいいな」という話がでました。ある町会の会長が「あそこの家があいている」、家主は「だったらいいよ」ということからはじまりました。

地域福祉コーディネーターの呼び掛けで、空家を地域のために使おうと、地域の方と居場所作り実行委員会と話し合い2013年10月にオープンしました。年間4000人が利用する地域の人の居場所となっています。

また、様々なプログラムをしていて、そのプログラムをコーディネートするボランティアも現れた事例です。東京都地域の底力再生事業助成を受けて内装等を行っています。その後、文京区内の企業がCSR活動として若い社員が加わって、さらによくなるようにイノベーションをしました。

次にシェア奥沢という世田谷区の案件です。自宅の敷地内に、物置として使用していた別棟があり、80年代の日本家屋を地域の方に開放出来ないか、という

働きかけから、地域の方々の様々な活動の拠点になっています。私設公民館として、サロン、音楽会、ママの会等で使用しています。世田谷区の外郭団体の助成事業を活用しています。

次は台東区のHAGISOという事例です。東京藝術大学の学生に、大家さんが、取り壊す予定があるので、それまで好きなように使っていいと言われて使用していたもので、もう取壊すという時期に展示会をしたところ、3週間の展示期間で1500人が来場してくれたそうです。大家さんが、建物の価値やコミュニティにおける私設の文化施設の重要性を認識し、改修して地域コミュニティになっています。カフェの一角に個展やダンス等を披露するミュージアム機能もあり「最小文化複合施設」として名所になっています。

このような利活用の事例を聞かせて頂けるが、次の人に手渡す支援がないとなかなか社会貢献活動に繋がらない。

利活用をする際の不安を解消できるような情報提供、助成金等の金銭支援、人をつないでいくようなコーディネーター、プログラムを開発するプロデューサーとしての支援、法的な緩和支援、それらをまとめた板橋区でできる支援のパッケージができれば空き家の利活用に繋がります。地域の集会所・文化施設としての機能、人と交流することで助け合い・活性化等による地域の発展など、利活用に繋げたい建物所有者の意向も組み入れた板橋区ならではの支援パッケージが作れると良いと思います。

会長

ただ今の篠原委員からの説明につきまして、ご質問がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

堀委員

台東区のシェアハウスは用途変更等法的処理をしていますか。用途変更は手続きが大変なことが多いのですが。

篠原委員

元々は木造のアパートだったが現在はカフェ、集会所、事務所として使用しています。詳細はわかりませんが、地域活性化の為に用途変更の緩和など区の後押しが必要なのではないかと思います。

会長

いずれにしても古い建物の再利用・利活用は建築基準法としてどうなのか、そういうものに対して区としてどう考えていくか裏付けしていかないと、せっかくのアイデアをつぶさないというように折り合いをつけていかないといけないと思います。

それでは、齋藤委員より、お願いします。

齋藤委員

東京都不動産鑑定士協会では杉並区、板橋区、檜原村、品川区、中野区の5区村で空家関連の会議に参加しています。各区村の動向や全国の事例を協会で集約して、空家対策関連施策の情報の共有を図っています。全国組織である日本都道府県鑑定士協会と情報交換して現状把握に努めています。但し、不動産鑑定士がこの分野でどのように貢献できるかは模索中です。

都内の具体的な報告があった内容について説明します。

杉並区では特定空家等の指導規則に基づいて昨年1月26日に空家除却勧告を行い、固定資産税の特例除外の通知を受けて除却された事例です。

次に杉並区老朽危険空家の除却工事助成金を使用した事例です。建物所有者が自主的に除却して、助成金が効果的だった事例です。

杉並区ではこのほかにも居住支援協議会というものを昨年11月から立ち上げ、主に空き室の利活用を目的としてNPOと連携を取りつつモデル事業の推進を図っています。住宅、商業問わず高齢者や障がい者等福祉面に貢献するものを中心に議論がされています。

品川区空家情報交換会ですが、株式会社品川都市整備公社に委託し、空家相談専用の空家ホットラインを昨年7月に開設して、空家相談事例Q&Aも作成しています。ネットでアップし概略が分かるようになっていて、各種相談会や空家のカフェ、宿泊施設等の有効活用が行われています。その中で意見として出たのが、空家の所有者の問題認識が低いということで、その点の周知徹底が問題点となっ

ています。空家問題に対してワンストップで相談を実現するための連携の仕組みが必要という提案が出ています。

中野区空家等対策審議会が今年の2月から行われました。特色なのは委員に東京都宅建取引協会と全日本不動産協会と二つの宅建業者があることと、しんきん協議会という金融機関や中野区商店街連合会も委員として参加しています。商店街や商業施設の老朽建物にも着目して審議会運営を考えています。具体的な動きについては、まだ今後の方針等話し合っている段階と聞いています。

檜原村の空家等対策協議会では昨年の12月に第二回目の協議会が行われ、これから話し合っていく段階ですが、空家の管理の促進、空家等跡地の利活用の促進を主に挙げています。檜原村というのは都内でも少ないケースで、利活用で貸す場合でも賃貸の業者がいないため、ホームページに乗せるだけではなかなか進まず、修繕等の助言が出来る業者もいないため、奥多摩の第三セクターを中心に行っている地域事情もあります。また、民泊等の利活用も多く話はあるのですが、既存の宿泊施設への配慮から消極的と聞いています。

都内では檜原村とは状況が違うかもしれませんが、今後人口減少を考えていくと駅から遠いエリアはどんどん人が離れていき、利活用でも人が離れた土地では農地利用等考えていかないといけなくなるかもしれません。

今年の2月に新聞等で都市計画制度の10年ぶりの見直しということで、国交省でも法令について見直しをおこなっていくと法制度面の都市計画のマスタープ

ランとして板橋区としてどうしていくか、今後の人口減少も捉えて考えていくことが必要だと思います。

会長

ただ今の齋藤委員からの説明につきまして、ご質問がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

—特になし—

会長

それでは堀委員より、お願いします。

堀委員

空家が増えていく可能性として、7個ほど提言させていただきました。

1つ目として所有者の利用が困難であること。

2つ目として、今年の5月から制度が変わるようですが、一般的に200㎡以下の宅地の固定資産税の軽減が建物を壊してしまうとなくなってしまう。

3つめとして、借地権も住まない家を壊して更地にしてしまうと消滅してしまう。

4つ目に、最低敷地の制度ができ、昔は土地を半分ほど売って、建替えに充てるなどやってきたことですが、分割するにしても140㎡以上なければならず、子供の家を建てることができない。一つの敷地を分割して二棟建てることも出来ず困

っている。これも空家をつくる要因になっています。

5つ目に未接道です。40年代、30年代は建築基準法を守る認識が低かった。そのため、そういう土地を購入した人はわからず、そういう土地で育った子どもが建替えしたくてもできない。認定外道路で建っている人の相談がありましたが、未接道の43条ただし書きの未接道の救済ですが、3階建てができない等の制限もある。そのような事例もあり、救済する制度があると違うと思います。

6つ目に、増築、改築、用途変更に、防火設備も変えないといけない等の要件があり、結果的に建替えた事例もあります。

7つ目に、延床170㎡の2階建ての家で住む人がいなくなり、介護センターにしたいという要望がありましたが、100㎡を超えるため確認が必要であり、ユニバーサルデザイン等規制も多く、立派な家でも空家になってしまう。

何か建設需要等の経済活動に繋がるよう緩和等を考えてほしいと思います。

会長

ただ今の堀委員からの説明につきまして、ご質問がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

—特になし—

会長

それでは、利活用等の情報提供については、以上とさせていただきます。

会長

それでは、引き続き【次第】に沿って進めてまいります。【次第】の5その他についてとなります。事務局よりご説明をお願いします。

事務局

委員の皆様から、様々な貴重な情報提供やご意見をいただき、ありがとうございました。

今後も、危険度Aの207件の建築物について、順次、特定認定の判定を実施するにあたって、所有者調査に関する問題解決や、効果的な手法の模索、他の自治体等で行っている先進事例等の成果や課題など、情報収集をはじめとするサポートをお願いするとともに、委員の皆様との情報共有も図ってまいりたいと考えております。

また、区と警察・消防の皆様とも、防犯・防火を含めた、安心・安全なまちづくりについて、更に連携をお願いしたいと考えております。

ひとつの事例をご紹介しますと、昨年度、一日中強風が続いている日に、空家の2階部分の雨戸が外れて、道路側の電線にもたれかかっていた状態であると、近隣の方から区に通報がありました。

現地に赴いた区の職員が、消防署に連絡させて頂き、止むを得ない緊急対応として消防署員の方が雨戸を道路上に移動いただいた後、区の職員が1階のブロック塀と外壁との隙間に雨戸を移動した事例がございました。

その節は、ご協力をいただき、ありがとうございました。

また、警察・消防の方から、周辺住民に悪影響を与えている空家情報をご連絡頂き、区の方で、所有者等を調査し、確認できた所有者に対して、適切な管理を依頼する手紙を送付する等の対応をさせて頂いた事例もございます。

今後も、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている建築物の把握にあたり、防犯・防火のサポート協力をされている区民の方からや、警察署・消防署の方が、巡回の際に把握した建築物について、情報提供のご協力をいただければと考えております。

会長

警察署・消防署の活動において、区と協力できる範囲などを含めて、ご意見などをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

— 特になし —

会長

引き続き、事務局よりスケジュールについてご説明をお願いします。

事務局

本日机上配布させていただきました資料 8「平成 29 年度板橋区老朽建築物等対策スケジュール」をご覧ください。

まず、現場調査としまして危険度が高い A ランクから順次調査します。所有者調査に関しても継続して調べていきます。

特定の認定も随時行う予定です。5月下旬を目途に特定の認定作業を行って、6月下旬に予定しております検討会に図らせて頂き、第2回の協議会にてご意見を頂きながら最終的な特定認定としていきたいと考えています。この流れを10月、1月の協議会でも予定して、今後特定の認定をしていきたい、また適正な管理についてや利活用等を協議会その他の場所で検討していきたいと考えております。

会長

本日の協議会の内容は以上となります。

今年度、今後の協議会では、特定認定の判定等に関して、委員の皆様からの、ご意見等を伺うこととなります。

また、板橋区への情報提供などについても、引続き、協力して行きたいと考えています。

それでは最後に、事務局より連絡事項などがありましたら、お願いいたします。

事務局

次回の平成29年度第2回目の協議会は、7月21日（金）15時30分から開催を予定しております。

重ねてのお願いですが、今後も、産官学で連携した先進事例や、協会のセミナー等で取り上げられた最近のテーマや事例など、情報の提供をお願いし、委員の皆様との情報共有を行いたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成29年度第1回 板橋区老朽建築物等対策協議会を閉

	会いたします。
所管課	都市整備部建築指導課老朽建築物グループ（電話3579-2574）